

記者発表（県政）

発表日 平成 28 年 11 月 9 日
部 局 琵琶湖環境部
所 属 琵琶湖博物館
担 当 磯間、津田
電 話 077-568-4811
(夜間・休館日：077-568-4812)
メール de52@pref.shiga.lg.jp

琵琶湖博物館学芸員による著作物からの不適切な引用について

琵琶湖博物館のホームページに「WEB 図鑑」として掲載している「里山のゴミムシ」、「オサムシ」、「トンボ」の図鑑において、他の著作物から引用しているにもかかわらず、出典の明示やかぎカッコ等の記載による区別がない不適切な引用（以下「不適切引用」という。）があり、また、「滋賀県で大切にすべき野生生物 滋賀県レッドデータブック」（滋賀県）の 2005 年版および 2010 年版においても、ゴミムシやオサムシなどの記述に不適切引用があることが判明しました。これらの不適切引用の件数は、合計 405 件でした。

これらは、いずれも琵琶湖博物館の総括学芸員（男性 53 歳、以下「当該学芸員」という。）が作成や執筆を担当していたもので、調査の結果、文部科学省の「研究活動における不正行為等への対応等に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に定める「盗用※」（不適切引用による著作権侵害行為）であると判断しました。

琵琶湖博物館では下記のとおり本件の経過等をご報告し、関係者の皆様や県民の皆様にお詫びするとともに、再発防止と信頼回復に向けて、博物館を挙げて取り組みます。

※ガイドラインで規定されている特定不正行為の類型のひとつで、他の研究者の研究結果やデータなどを当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること。他に「捏造」、「改ざん」がある。

なお、WEB 図鑑「里山のゴミムシ」は当該学芸員および他の研究機関の研究者 3 名からなる研究グループが、独立行政法人日本学術振興会の平成 22 年度科学研究費補助金（研究成果促進費）を受け作成しており、文部科学省の定めるガイドラインを踏まえつつ調査を行っています。

1 不適切引用のあった図鑑等（別表参照）

（1）WEB図鑑「里山のゴミムシ」

里山環境に生息する297種のゴミムシを、種ごとにその形態、分布、生態などの情報と画像を一体的に掲載しているが、そのうち「形態」に関する記述の一部または全部に、「原色日本甲虫図鑑（Ⅱ）」からの不適切引用を確認した。

なお、画像や生態情報、分布の状況などについては適正であった。

（2）WEB図鑑「オサムシ」およびWEB図鑑「トンボ」

WEB図鑑「オサムシ」は日本で報告されている40種のオサムシを、種ごとにその形態、亜種、分布などの情報と画像を一体的に掲載している。またWEB図鑑「トンボ」は県内に生息する100種のトンボについて、種ごとに画像と形態情報と生態情報の説明を掲載している。

いずれも、そのうち「形態」に関する記述の一部または全部に、WEB図鑑「オサムシ」は「原色日本甲虫図鑑（Ⅱ）」からの不適切引用を、WEB図鑑「トンボ」は「原色日本トンボ幼虫・成虫大図鑑」からの不適切引用をそれぞれ確認した。

なお、画像や生態情報、分布の状況などについては適正であった。

（3）「レッドデータブック」

本冊子は、滋賀県における絶滅のおそれのある野生動植物の現状を明らかにするため、2000年版から5年ごとに作成されているものである。

そのうち2005年版においてはゴミムシなど22項目、2010年版においてはゴミムシなど19項目について、不適切引用を確認した。

別表：不適切引用件数

図鑑等の記述箇所	掲載している種の数	記述に問題がなかった種の数	一部の記述に不適切な引用が認められた種の数 (A)	ほとんどまたは全部の記述が不適切な引用と認められた種の数 (B)	(A)+(B)
WEB図鑑「里山のゴミムシ」の形態の記述	297	21	62	214	276
WEB図鑑「オサムシ」の形態の記述	40	1	6	33	39
WEB図鑑「トンボ」の解説の記述	100	36	64	0	64
レッドデータブック 2005「種の概要」の記述	22	8	10	4	14
レッドデータブック 2010「種の概要」の記述	19	7	9	3	12

合計 405 件

2 経緯

「原色日本甲虫図鑑(Ⅱ)」の著者の一人から送付された通知文書(平成27年9月29日付および平成28年2月3日付)により、不適切引用がある旨の通報があった。

同通知文書には、「滋賀県立琵琶湖博物館ホームページに掲載されているWEB図鑑「里山のゴミムシ」の記述の一部に「原色日本甲虫図鑑(Ⅱ)」とほぼ同一文章であるにも関わらず出典の明示やかぎカッコ等による区別がない。これは著作権および著作者人格権を侵害する違法な引用である。」と指摘されていた。

この通知を受け、琵琶湖博物館で調査(予備調査)を行ったところ、指摘内容どおりの事実が確認できた。また、その調査の過程で、当該学芸員が作成にかかわった、WEB図鑑「オサムシ」、WEB図鑑「トンボ」および「レッドデータブック」についても不適切引用が確認できたため、下記のとおり本調査を実施することとした。

3 本調査

(1) 調査体制

琵琶湖博物館は、「滋賀県立琵琶湖博物館の研究活動における不正行為に係る調査等に関する要綱」に基づく「琵琶湖博物館調査検討会」を設置し、調査を実施した。

(2) 調査検討会委員の構成(敬称略)

金田章裕(京都大学名誉教授、京都府立総合資料館館長)
中野伸一(京大大学生態学研究センター センター長)
樋口真也(弁護士・弁理士)
石河康久(琵琶湖環境部 次長)
津田清和(県立琵琶湖博物館 副館長)
高橋啓一(県立琵琶湖博物館 副館長) 以上6名

(3) 調査検討会による調査期間

平成28年5月6日から7月13日まで

(4) 調査検討会の活動

- ア 第1回琵琶湖博物館調査検討会の開催
日時:平成28年5月23日 9:00~10:30
- イ 第2回琵琶湖博物館調査検討会の開催
日時:平成28年6月15日 13:30~16:00
- ウ 関係者ヒアリング調査の実施
日時:平成28年6月27日 16:00~17:00
- エ 第3回琵琶湖博物館調査検討会の開催
日時:平成28年7月13日 14:00~16:00

(5) 調査検討会の調査内容

予備調査結果の精査、各WEB図鑑と引用元の著作物との照合点検、被通報者および関係者のヒアリングなど

4 琵琶湖博物館における調査結果

琵琶湖博物館は、上記3のとおり「琵琶湖博物館調査検討会」による調査を実施した上で、調査検討会の各委員から意見を聴き、それらを踏まえて調査結果をとりまとめた。

(1) 不適切引用箇所

(「1 不適切引用のあった図鑑等」のとおり)

(2) 不適切引用が発生した経緯

ア WEB図鑑「里山のゴミムシ」

同データベースは、当該学芸員のほか他の研究機関の研究者3名の研究グループが、独立行政法人日本学術振興会の平成22年度科学研究費補助金（研究成果促進費）を受け作成し、平成23年4月に完成し琵琶湖博物館ホームページに掲載したものである。

当初の予定では、同研究グループは約300点程度の日本産ゴミムシの写真、生態情報、分布の状況などを掲載することとし、分担して作業を進めていたが、平成23年1月頃に方針を変更し、新たにゴミムシの「形態」情報も加えた一般の方にも使いやすい網羅的なデータベースにすることとなった。

グループ員の役割分担では、「形態」情報に関しては当該学芸員の専任事項であり、時間的な制約の中、当該学芸員が直接学生アルバイトに「原色日本甲虫図鑑（Ⅱ）」から「形態」情報を転記するよう指示したものであり、そのやりとりについては他のグループ員の知るところではなかった。

その後、転記された「形態」情報について、一部については当該学芸員が形容詞を変えるなど修文を行い、大部分は転記されたままの状態データベースが完成された。

イ WEB図鑑「オサムシ」およびWEB図鑑「トンボ」

WEB図鑑「オサムシ」は、平成19年度に当該学芸員が担当し県費により作成作業を行い、40種のオサムシについて、その形態、亜種名、分布などを琵琶湖博物館が所蔵する標本を撮影した写真とともに、平成20年3月から琵琶湖博物館ホームページに掲載したものである。

作成作業は当該学芸員のみが行い、「形態」情報については「原色日本甲虫図鑑（Ⅱ）」に記載されている内容を転記し、一部については形容詞を変えるなど修文を行ったが、大部分は転記されたままの状態に掲載したものである。

また、WEB図鑑「トンボ」は、平成12年度から13年度にかけて当該学芸員が担当し県費により作成作業を行い、100種のトンボについて、その写真と「形態」情報、生態情報について、平成13年8月から琵琶湖博物館ホームページに掲載したものである。

作成作業は当該学芸員のみが行い、「形態」情報については「原色日本トンボ幼虫・成虫大図鑑」に記載されている内容を転記し、その全てについて形容詞を変えるなど修文を行い完成したものである。

ウ 「レッドデータブック」

本冊子は滋賀県が滋賀県における絶滅のおそれのある野生動植物の現状を明らかにすることを目的とし、それぞれの動植物の専門分野の研究者に執筆を依頼し作成している。

2005年版においてはゴミムシなど22項目、2010年版においてはゴミムシなど19項目を当該学芸員が依頼を受け原稿の作成作業を行ったものである。

そのうちゴミムシについては「原色日本甲虫図鑑（Ⅱ）」から、テントウムシについては「原色日本甲虫図鑑（Ⅲ）」からそれぞれ情報を転記し、一部については当該学芸員が形容詞を変えるなど修文を行い、それ以外は転記されたままの状態で作成されたものである。

(3) 不適切引用への関与の状況

琵琶湖博物館ホームページにおけるWEB図鑑「オサムシ」およびWEB図鑑「トンボ」、ならびに「レッドデータブック」については、全て当該学芸員単独による作成作業であり、他の者の関与は認められない。

一方、WEB図鑑「里山のゴミムシ」については、4名の研究グループで作業を進めていたものであるが、計画変更により加えられた「形態」以外の情報は全て適正な掲載がなされていることや、「形態」情報の引用の指示については当該学芸員以外のものは関与していないことが確認されており、不適切引用についての関与者は当該学芸員のみであると考えられる。

5 本件の結論と判断理由

(1) 結論

本件の不適切引用箇所は全てが著作権の侵害行為であり、その関与者は上記で示すとおり当館の学芸員のみであることから、当該学芸員が行った研究活動における盗用（不適切引用による著作権侵害行為）であると認められる。

(2) 判断理由

本件は、WEB図鑑「里山のゴミムシ」のデータベース等に他人の著作物である「原色日本甲虫図鑑（Ⅱ）」等の一部を取り込むという引用がなされている。これは他人の著作物の複製行為に該当するため原則として著作権者の許諾が必要であるが、許諾を得ていない。

また、引用した記述にはかぎカッコ等が付されず、引用して利用する側であるデータベース等と引用されて利用される「原色日本甲虫図鑑（Ⅱ）」等の記述とは表現形式上全く区別されておらず、出典の明示もされていない。

これらのことからすると、本件の著作物の利用行為は、適法な引用（著作権法第32条第1項）の要件を充足しないことは明らかである。

さらに、本侵害行為については、過失等ではなく当該学芸員が意図を持って既存の著作物から複製したものである。

したがって、本件の一連の行為については、いずれも他の研究者の著作物から了解または適切な表示なく流用した盗用（不適切引用による著作権侵害行為）であると判断した。

6 本件の発生要因と再発防止策

(1) 発生要因

本件は、WEB図鑑等の作成・執筆を担当した当該学芸員が、研究者として本来わきまえるべき著作権に関する認識が欠落しており、適切な引用を行っていないにもかかわらず、そのことを認識しないままであったことが、大きな発生要因である。

また、本件の著作権侵害行為は、平成12年度から13年度に作成し平成13年8月から琵琶湖博物館ホームページに掲載した、WEB図鑑「トンボ」から始まっていて、その発生年次から判断すると、10数年の長きにわたるものであり、琵琶湖博物館がこれまでの期間行ってきた情報発信に対するチェック体制や、コンプライアンス教育の不十分さについても、発生要因の一つであると考えている。

(2) 再発防止策

- ・ガイドラインを踏まえ、研究活動上の不正行為の防止に関し、平成28年7月に「滋賀県立琵琶湖博物館における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」を制定した。また、同規程に基づき研究活動にかかる行動規範および不正行為防止計画を策定したほか、公的研究費の適切な管理等を行うための取扱要領等を制定したところであり、これらの規程等を職員に周知徹底する。
- ・研究者等の規範意識の向上を図るため、著作権、研究者倫理、不正防止および公的研究費の取扱い等に関する研修を年1回以上実施し（今年度は6月15日に著作権に関する研修を実施）、コンプライアンス推進責任者が受講状況を管理監督する。
- ・ホームページなどで情報発信する場合に著作権法に抵触する行為が発生しないよう、チェックリストを作成し確認する（平成28年5月より実施済み）。

7 今後の対応等

(1) 著作権者への対応

本件で著作権を侵害することとなった図鑑等の著作権者11名のうち、7名は謝罪し了承をいただいております、残りの4名についても今後適切に対応したいと考えています。

(2) ホームページによる謝罪文の掲載

本日から、琵琶湖博物館ホームページにおいて謝罪文を掲載し、著作権者の皆さまならびに県民の皆さまにお詫びする。

(3) 職員の処分

総務部において対応する。（本日、処分内容を発表する）

(4) 科学研究費補助金の返還

今後、独立行政法人日本学術振興会において返還の有無を決定され、返還がある場合は「4（2）ア」に記載した研究グループへ請求されることになる。

なお、本件における補助金（平成22年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費））の交付決定額は4,400,000円で、そのうち不正行為と認定した研究活動に対して支出された金額は251,536円と報告している。